

専門機関特権・免除条約の附属書XVIII(世界観光機関)

背景

- 世界観光機関(UNWTO)は、観光に関する国連専門機関(1975年設立。2003年国連専門機関化)。世界の観光振興を図るべく、観光分野での技術協力、観光統計の整備、各種セミナー等を実施。(本部:スペイン・マドリード、事務局長:スラブ・ポロリカシュビリ氏(ジョージア出身。任期:~2022年)。)
- 現在、UNWTO唯一の地域事務所(アジア太平洋センター)が日本(奈良)に所在(1995年設置)。
- UNWTOから累次にわたりアジア太平洋センターに特権及び免除を付与するよう要請あり。



(図)本部所在地とアジア太平洋センターの活動地域
(30の国及び地域)

主な内容

専門機関特権・免除条約(1963年国会承認)

- 法人格の付与
- 文書の不可侵
- 構内の不可侵
- 訴訟手続の免除
- 直接税及び関税の免除
- 加盟国の代表者・専門機関職員への出入国制限等の免除
- 国際連合通行証の使用 等

※各専門機関ごとに作成される同条約の附属書において、同条約の規定に修正を加えた上で当該専門機関に適用することを規定。

任務遂行に必要な範囲で特権及び免除等を付与

附属書XVIII(UNWTO)

- 専門機関特権・免除条約の規定に以下の必要な修正を加えた上でUNWTOに適用
- 準加盟国(香港、マカオ等)の代表への特権及び免除の付与(加盟国の代表者と同じもの)
 - UNWTOの任務を遂行する専門家への特権及び免除の付与
 - UNWTOの活動に参加する賛助加盟員(観光関係の機関・企業等)の代表者への便益の付与
 - 事務次長への特権及び免除の付与(事務局長と同じもの)



アジア太平洋センター



日本国政府

日本が締結済みの附属書

I:ILO (国際労働機関)	VIII:UPU (万国郵便連合)
II:FAO (国連食糧農業機関)	IX:ITU (国際電気通信連合)
III:ICAO (国際民間航空機関)	XI:WMO (世界気象機関)
IV:UNESCO (国連教育科学文化機関)	XII:IMO (国際海事機関)
V:IMF (国際通貨基金)	XIII:IFC (国際金融公社)
VI:IBRD (国際復興開発銀行)	XIV:IDA (国際開発協会)
VII:WHO (世界保健機関)	XV:WIPO (世界知的著作権機関)

早期締結の必要性

- 更に高いレベルの「観光先進国」を実現し、我が国の観光産業の更なる発展につなげるためにも、世界の観光政策の推進において主導的な役割を担うUNWTOとの協力を通じた国際的な連携が必要。
- 我が国が、アジア太平洋センターの所在国として、引き続き、アジア太平洋地域における観光政策の推進において主導的な役割を果たしていくためには、早期の附属書締結により、UNWTO及びアジア太平洋センターの円滑な活動を確保することが必要。